

重症心身障害児施設に係る病床整備計画について

病床種別	区域	区分	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整備 病床数	計画の概要																						
					病床種別	一般	精神	計																			
一般病床 及び 療養病床	尾張 北部 医療圏	病院	愛知県心身障害者 コロニー中央病院 春日井市神屋町 713 - 8 愛知県	180 床	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>コロニー 中央病院</th> <th>コロニー こばと 学園</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病床種別</td> <td>一般</td> <td>150</td> <td>0</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>25</td> <td>180 (重心)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table>						コロニー 中央病院	コロニー こばと 学園	計	病床種別	一般	150	0	150	精神	25	180 (重心)	205	計		175	180	355
							コロニー 中央病院	コロニー こばと 学園	計																		
病床種別	一般	150	0	150																							
	精神	25	180 (重心)	205																							
計		175	180	355																							
↓																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病床種別</td> <td>一般</td> <td>150</td> <td>180 (重心)</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>175</td> <td>180</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table>							現状	計画	計	病床種別	一般	150	180 (重心)	330	精神	25	0	25	計		175	180	355				
		現状	計画	計																							
病床種別	一般	150	180 (重心)	330																							
	精神	25	0	25																							
計		175	180	355																							
		(計)	1 病院	180 床																							

ただし、下記のとおり、既存病床数には算定しないこととされている。

愛知県病院開設等許可事務取扱要領

重症心身障害児施設の病床（以下「重心病床」という。）については、病院(施設)開設・増床等の申請に係る病床数を算定するにあたって、医療法施行規則第 30 条の 33 の規定を適用することにより、病床過剰圏域においても、重心病床を設置できることとし、病床の設置にあたっては、該当圏域の圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聞くこととする。

医療法施行規則第 30 条の 33

基準病床数制度においては、二次医療圏（精神・結核・感染症については全県域）における既存病床数及び病院開設や増床の許可申請に係る病床数を算定するにあたって、社会福祉施設（重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等）の病床等の病床数を算定しないこととされている。